

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市 町 村} \end{array} \right)$ 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る
児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられま
す。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条による助産の実施については、付
近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実
施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の
申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とするこ
とが可能です。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適
切な対応をとっていただきますようお願いいたします。